

広島県告示第八百五十四号

河川法等の施行に関する規則（昭和四十年広島県規則第二十四号）第五条第一項の規定によつて、次のとおり不法係留船舶の重点的撤去区域を指定し、平成十九年十月一日から施行する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県広島地域事務所建設局に備え置いて縦覧に供する。

平成十九年八月九日

広島県知事 藤 田 雄 山

河川名	上流端	下流端
京橋川 （河道外の 入江・船 だまりを 除く。）	猿猴川分派点 左岸 広島市南区京橋町一二番 地先 右岸 広島市中区上幟町一六番 地先	元安川合流点 左岸 広島市南区宇品西二丁目 一三三三番九地先 右岸 広島市中区南千田西町 一二〇六番五地先
猿猴川 （河道外の 入江・船 だまりを 除く。）	仁保橋下流端 左岸 広島市南区小磯町一九四 番二六地先 右岸 広島市南区東雲三丁目 二〇二九番五地先	河口 左岸 広島市南区向洋沖町 三七六七番地先 右岸 広島市南区仁保沖町 一三番八地先